

平成27年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター
商工農水部工業振興課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成28年1月13日
- 4 監査結果報告 平成28年3月31日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

<p>(1) 現金等の管理について 切手管理帳において、鉛筆による記載が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成28年 1月13日 管理帳の重要性に鑑み、消去できない筆記具により記載することとした。</p>
---	--

【工業振興課】 特になし

平成27年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 出資団体監査 |
| 2 監査対象 | 公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター
商工農水部工業振興課（出資に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成28年1月13日 |
| 4 監査結果報告 | 平成28年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

(1) 財産管理について 会計年度末には、土地、建物、備品等の固定資産を実査して台帳との数量突合を行い、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。【改善事項】	【 継続努力 】 平成28年 9月30日 会計年度末に固定資産を実査して台帳との数量突合を行うとともに、実査記録を文書にして残していく。
	【 措置済 】 平成29年 3月31日 平成28年度末に固定資産を実査して台帳との数量突合を行うとともに、実査記録を文書にして残した。
(2) 商品管理について 過剰在庫、品質劣化、盗難や私的流用の防止など適切な商品管理を行うため、棚卸においては、理論上の在庫数と現物数を突合し、上司が抜取り実査による牽制を行って、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】	【 措置済 】 平成28年 3月31日 商品管理の棚卸において、理論上の在庫数と現物数を突合するとともに、抜取り実査による牽制を行って、記録を文書にして残している。
(3) 委託業務について 作業内容や作業人員など委託する業務内容に不要な業務が発生していないか、また、複数年にわたり同一業者と契約している場合は、年毎の習熟度アップなど効率化が見込めるものはないかなどを精査して、委託金額の抑制を図ること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成28年 9月30日 委託業務について、内容見直しなどの精査を行い、委託金額の抑制に努めていく。
	【 継続努力 】 平成29年 3月31日 平成29年度の委託業務においては、精査したものの具体的な見直しには至らなかったが、今後も継続して精査を行っていく。
(4) 未収金・売掛金の管理について 未収金や売掛金については、資金回収サイトを定め、納期限を設定して請求事務を行い、適切な債権管理を行うこと。【改善事項】	【 措置済 】 平成28年 3月31日 未収金・売掛金について、納期限を設定していないものについて、債務者と調整のうえ設定し、請求していく。

<p>(5) 引当金計上基礎の考え方と継続性の原則の徹底について 修繕引当金は、十分にその計算基礎の考え方を検討・決定し、毎年その計上方法を維持し、経営の状態などに左右されることなく継続して計上を行うこと。退職給付費用も一定の計算方法による計上を維持すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 3月31日 会計上、毎年度一定額の修繕引当費用を計上していくことの必要性は理解するが、財源なく修繕引当費用を計上した場合、実際に修繕を実施する際に何らかの方法によりその財源を確保する必要がある。財源が明確に確保できない中で修繕引当費用を計上するのは健全な財団運営と言えず、修繕引当費用を計上するだけの財源が通常の財団運営の中で確保できる場合に計上し、健全な財政運営に努めていく。因みに、平成28年度以降は、修繕費用に対して四日市市から全額補助される見込みであり、修繕引当費用の計上は予定していない。退職給付費用は、現在の計算方法による計上を維持していく。</p>
<p>(6) 収支改善について 四日市市補助金収入と受取寄付金を除くと、平成26年度は、経常費用が経常収益を6,800万円余り上回っている。市からの派遣職員の給料等が算入されていないことを考慮すると、本来はより厳しい決算となることを認識する必要がある。次期中期経営計画の策定においては、数字で収益の努力目標を掲げるとともに、経費の中味を分析してよりしまつした経営で経費の節減を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 3月31日 平成28年度から平成30年度を計画期間とする第四次中期経営計画では、これまでの実績を踏まえ、名品館売上や大都市圏でのイベント売上、また施設使用料収入の目標数値を設定した。 また、公益財団法人の運営においては、収支相償などの公益認定基準を遵守することが求められており、公益目的事業別、収益目的事業別に収支状況把握を行った中期経営計画を策定した。</p>
<p>(7) 販売額比較について 現状を把握し今後の事業展開を考える参考とするため、販売額を同格の地場産業振興センターと比較すること。また、他の類似店舗と比較できるように名品館での単位面積当たりの販売額を把握すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 3月31日 全国に14の公益財団法人の地場産業振興センターが存在することから、販売額について単位面積当たりの比較を行った。その結果、平成27年度における単位面積当たりの販売額において、センター間で18千円/㎡から1,295千円/㎡と大きな差があることが判明した。これは、公益財団法人の目的が地場産品販売額の多寡ではなく、地場産品のPRであることによると思われる。当財団の㎡当たりの販売額は132千円/㎡と全体の中位にあり、他センターの数値も参考にしながら財団事業を実施していく。</p>

<p>(8) 地場産品のPRについて ア 東京や名古屋で開催した展示会で人気のあった地場産品の情報を発信し、地元では気づきにくい地場産品の魅力を市民にアピールする方策を工夫すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 3月31日 大都市圏での展示会における人気商品の売上情報について、ホームページなどを活用して情報提供した。</p>
<p>イ 地域経済の活性化に貢献するという当財団の設立目的を踏まえ、柔軟な視点で、知名度が高く特色のある地元立地企業との連携、地場産品の関連イベントとの組み合わせ等、集客を高めながら本市の地場産品を発信できる仕組み作りに取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成28年 9月30日 「地場産業」「地場産品」の定義が時代とともに変わってきていることから、定義について再整理を行ったので、当財団の目的に適う企業と連携及び協力しながら当地域の地場産業の振興に努めていく。</p> <p>【継続努力】 平成29年 3月31日 再整理した「地場産業」「地場産品」の定義を踏まえ、当地域の地場産業の振興に努めていく。</p>
<p>ウ 市内で開催されるイベント会場での販売や高速道路のサービスエリアのように多くの人が行き来する場所での販売スペースの確保等、地元しながら地場産品をPRできる良い機会はないか引き続き情報収集に努め、検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成28年 9月30日 高速道路のサービスエリアでの販売について情報収集したところ、出店時間や手数料などの条件が財団にとっては厳しい条件のため、出店は断念したが、地場産品をPRする機会の情報収集は継続して行う。</p> <p>【継続努力】 平成29年 3月31日 高速道路のサービスエリアでの販売をはじめ、地場産品をPRする機会の情報収集を継続して行っていく。</p>
<p>【工業振興課】</p>	
<p>(1) 当法人の経営に対する指導監督について 設立時からの環境変化に伴い、定款に定められていても現時点では実施されていない事業もある。本市は当法人に対して、基本財産への出捐に加えて毎年補助金を交付してきており、事業内容を再度見直し、設立目的に沿ったすべての事業が有効に実施されるよう、指導監督すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成28年 9月30日 出捐団体として評議員会や理事会にも出席しており、適宜指導監督に努めていく。</p> <p>【継続努力】 平成29年 3月31日 評議員や理事としての指導監督の他、当法人の事業内容について聞き取りを行うなど、今後も適宜指導監督に努めていく。</p>